

各国における意匠制度の特徴の比較

		日本 (JPO)	アメリカ合衆国 (USPTO)	欧州共同体 (OHIM)	韓国 (KIPO)	中国 (SIPO)	WIPOにおける意匠制度調和に向けた議論 第26回SCT事務局案
出願件数		31756件 (2010年)	28301件 (2010年)	20288件 (意匠数は74596) (2010年)	58974件 (2010年)	421273件 (2010年)	—
制度に関する事項	根拠法	意匠法(昭和34年法律第125号)	合衆国法典第35巻(35U.S.C)	欧州共同体意匠理事会規則 (Council Regulation (EC) No 6/2002)	デザイン保護法(旧意匠法) ※改正デザイン保護法2011年12月国会審議中	中華人民共和国専利法	—
	保護対象	「意匠」の定義 物品(物品の部分を含む)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起させるもの	製造物品のための新規で独創的かつ装飾的なもの	製品全体又は部分の外観	物品(物品の部分及び書体を含む)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起させるもの	製品の形状、図案又はその結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ工業への応用に適した新たな設計	—
	物品性の要請の程度	有体物としての物品を前提として、物品と意匠の一体性を要求している	物品性を基本とするが、物品性の解釈・運用は弾力的に行なわれている	物品性を前提とせず、「製品」であれば足りる	物品性を基本とする(例外的に「書体」も物品と擬制して保護対象とする) ↓ 「物品」を独立性のある具体的な工業又は手工芸製品、及び「産業デザインの国際分類に関するロカルノ協定」で定める物品とする(2012. 10～予定)	物品性を基本とする	締約国の法律によって定められる
	画面デザイン	一定の表示画像及び操作画像を物品の部分として保護 ソフトウェアの画像、電子計算機に表示される画像は保護対象外	表示画面に表示される画像(表示画面の物品の種類は問われない)	画像自体、アイコン自体として登録可能	物品の部分として保護 ↓ 画像自体、アイコンも物品と擬制して登録可能に(2012. 10～予定)	画像は保護対象外	—
	主な登録要件(カッコ内は判断主体)	新規性(需要者) 創作非容易性(当業者) 工業上利用可能性	新規性(平均的な観察者) 非自明性(通常のデザイナー) 実施可能性	新規性 独自性(情報に通じた使用者)	新規性 創作非容易性 工業上利用可能性	新規性(一般消費者)	—
	新規性喪失の例外	制度の有無 あり	あり	あり	あり	あり	あり
	適用期間	出願日前6か月	出願日前12月	出願日又は優先日前12月	出願日前6月	出願日又は優先日前6月	出願日又は優先日前[12か月][少なくとも6か月]
	適用の請求時	出願時	登録要件又は権利の有効性が問われたとき	権利の有効性が問われたとき	出願時 ↓ ①出願時、②登録要件又は権利の有効性が問われたとき(2012. 10～予定)	出願時	出願時
	適用対象	公報は対象外	公報も対象	公報も対象	公報も対象	公報は対象外	—
	証明書提出時	出願の日から30日以内	登録要件又は権利の有効性が問われたとき	権利の有効性が問われたとき	出願の日から30日以内 ↓ ①出願の日から30日以内、②登録要件又は権利の有効性が問われたとき(2012. 10～予定)	出願の日から2か月以内	—
権利の効力範囲	同一又は類似の意匠に及ぶ	全体的にみて通常の観察者が誤認して購入する程度に類似するデザインに及ぶ	異なった全体的印象を与えない意匠に及ぶ	同一又は類似のデザインに及ぶ	同一又は類似の意匠に及ぶ	—	
意匠権の権利期間の終期及び起算点	登録から20年	付与から14年	出願日から5年、以後5年毎に4	登録から15年 ↓ 出願から20年(2012. 10～予定)	出願から10年	—	
秘密意匠制度	制度の有無	あり	無し	あり(公開繰延制度)	あり	無し	あり
	秘密期間	登録日から最大3年	—	出願日又は優先日から最大30か月	登録日から最大3年	—	出願人の申請により、適用法で定められた最長期間の間、非公開にする。少なくとも出願日から6ヶ月(優先権が主張される場合は優先日から6ヶ月)
	手続時	出願時又は登録料納付時	—	出願時	出願時から登録料納付時まで	—	—
実体審査の有無	あり(審査登録主義)	あり(審査登録主義)	事実上の無審査主義(審査対象は①意匠の定義に該当するか否か②公序良俗違反か否かの2点のみ)	審査主義、ただし一部の物品については部分的な無審査登録主義(審査官によるサーチを行わない)	無審査主義	—	
国際条約への加盟状況	パリ条約	○	○	—	○	○	—
	WTO協定	○	○	—	○	○	—
	ヘーグ協定	x	x	○	x-○(2012. 10以降予定)	x	—
ロカルノ協定	x	x	—	○	○	—	
手続に関する事項	複数意匠の出願	原則として一意匠一出願	一意匠一出願が原則だが、単一の意匠概念に含まれると判断されれば複数の実施例を一出願に含めることが可能	同一ロカルノクラス内の複数の意匠(上限なし、電子出願の場合は99意匠まで)	一意匠一出願だが、特定物品(無審査登録可能なもの)については20意匠まで一出願に含めることが可能 ↓ 一出願に100意匠まで出願可能(2012. 10～予定)	同一製品の類似する意匠を10意匠まで含めることが可能	適用法で規定される条件に従い、出願は2つ以上の意匠を含んでもよい。
	図面提出要件	正投影図法による6面図が原則必要 その他、斜視図、断面図、端面図、展開図などが必要な場合がある	クレームした意匠を表現するのに十分な数の図の提出が必要	7図以下であれば、図の種類、数は出願人の任意	デザインの創作内容と全体的な形態を明確に表現する1図以上の図面	物品の設計要点が6つの面に係わっている場合には、6つの正投影図が必要	最低1図、数は出願人の任意
	必要なコスト	出願・登録料 意匠登録出願:16,000円 秘密意匠の請求:5,100円	出願料:250ドル 付加料:サーチ料120ドル、審査料160ドル、特許発行料990ドル	登録料:230ユーロ 公表料:120ユーロ 公表繰延請求料:40ユーロ(一意匠出願の場合)	(電子出願)60,000ウォン (書面出願)70,000ウォン ※無審査登録の場合はそれぞれ1デザインごとに45,000ウォン・55,000ウォン	出願料:500元 登録料:205元	—
更新料	第1年から第3年:毎年8,500円 第4年から第10年:毎年16,900円 第11年から第20年:毎年33,800円 ↓ 毎年16,900円(2012年4月～)	無し(更新のための費用を要しない)	第1期:90ユーロ 第2期:120ユーロ 第3期:150ユーロ 第4期:180ユーロ	第1年から第3年:毎年25,000ウォン 第4年から第6年:毎年35,000ウォン 第7年から第9年:毎年70,000ウォン 第10年から第12年:毎年140,000ウォン 第13年から第15年:毎年210,000ウォン	第1年から第3年:毎年600元 第4年から第5年:毎年900元 第6年から第8年:毎年1,200元 第9年から第10年:毎年2,000元	—	